

岩手県告示第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第151号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市大更地内
- 2 実施した期間 令和4年3月14日から令和5年3月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び出来形確認測量